

社会福祉法人 加賀福社会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち、法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、別表の通りとする。

(支給日)

第4条 理事報酬は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に支払う。

(適用除外)

第5条 当法人の職員を兼務し、給与を受ける役員には、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

(1)この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(2)この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 役員報酬支給額

理事長	月額180,000円
理事	無報酬
監事	無報酬